

JALカード TOKYU POINT Club Q会員規約のうち、
「TOKYU POINT規約（JALカード TOKYU POINT Club Q用）」
「<TOKYU CARD Club Q>カード特約（JALカード TOKYU POINT Club Q用）」
「JMBマイル／TOKYU POINT交換特典特約」を掲載しています。

JALカード TOKYU POINT Club Q会員に関する各規約・特約は[JALカードホームページ](#)をご参照ください。

本規約をよくお読みのうえ、ご利用ください。

TOKYU POINT規約（JALカード TOKYU POINT Club Q用）

2022年12月12日改定

本規約は、「JALカード TOKYU POINT Club Q」という名称のクレジットカード（以下「カード」といいます）の会員に対して、東急株式会社（以下「当社」といいます）が提供するサービスの内容を定めたものです。なお、カードは、株式会社ジャルカードが、三菱UFJニコス株式会社、当社、株式会社東急百貨店、東急カード株式会社（以下「東急カード社」といいます）と提携して発行するものです。

<TOKYU POINT条項>

第1条（TOKYU POINT）

会員は、以下の各号のサービスの提供を受けることができます。

イ)会員は、本規約第2条の定めにより、TOKYU POINTプログラム参加企業（以下「加盟店など」といいます）での商品のご購入およびサービスのご利用に際し、TOKYU POINT（以下「ポイント」といいます）を貯めていただくことができます。

ロ)会員は、本規約第4条の定めにより、貯めたポイントを当社または加盟店などが提供する商品・サービスなどとの交換またはその代金の全部もしくは一部に充当することができます。

第2条（ポイントの付与）

1. 会員は、ポイント付与の対象となる加盟店などでの商品のご購入またはサービスのご利用の際、ご精算前にカードを提示、またはカードの番号を登録するなどの当社所定の手続きを行った場合には、当社が別途定める条件に応じてポイントが付与されます。

2. 加盟店などによりポイントの付与方法、付与率、対象商品・サービス、決済方法、付与日などが異なります。

3. 本人会員の利用によるポイントと家族会員の利用によるポイントは合算されます。

4. 他の<TOKYU CARD>のポイント残高との合算には会員からの申告が必要です。

ただし、合算できる<TOKYU CARD>カードの種類・設定状況により制限があります。なお、<TOKYU POINT CARD>および<TOP&>現金専用カードのポイント残高とは合算できません。

第3条 (ポイントの照会)

ポイントの照会は、当社の業務委託先である東急カード社のホームページ (TOKYU POINT Webサービス (URL <https://ssl.topcard.co.jp/member/index.html>))、または、TOKYU POINTデスク (お問合せ先については本規約の末尾をご参照下さい。)にて確認できます。

また加盟店などによっては、お買上げレシートやお買物券発券機などにて確認できるものもあります。

第4条 (ポイントの利用)

1. 会員は次の各号の方法でポイントを利用することができます。

- イ)加盟店などにおいて商品・サービスの代金の全部または一部に充当する方法
- ロ)加盟店などの指定するお買物券 (以下「お買物券」といいます) に引換える方法
- ハ)当社の指定する商品・サービスに引換える方法
- ニ)その他当社または加盟店などの指定する方法

なお、加盟店などにより、利用方法、利用条件、商品・サービスなどが異なります。

2. ポイントの利用にかかわらず、釣銭はお出しできません。また、現金、商品券 (当社指定のお買物券を除く)、仮想通貨等との引換えもできません。

3. お買物券は加盟店などが指定し、券面に記載された条件でご利用いただけます。お買物券の紛失・盗難・汚損・破損などによる再発行は行いません。お買物券の紛失・盗難が発生した場合、発行店および当社は一切の責任を負いません。

4. 会員がポイントを利用することにより加盟店などから提供を受ける商品・サービスに係る契約は、会員と当該加盟店などとの間で成立します。当社は、会員がポイントを利用することで加盟店などから提供を受ける商品・サービスについていかなる保証も会員に与えるものではなく、かかる当社は、会員がポイントを利用することにより加盟店などから提供を受ける商品またはサービスについての責任を負いかねます。

第5条 (ポイントおよびマイル交換)

ポイントのマイル移行およびマイルのポイント移行を希望する会員は、別途定める JMBマイル/TOKYU POINT交換特典特約に従い、自ら申込みを行なうものとします。

第6条 (ポイントの有効期限、失効)

1. 毎年、1月1日から12月31日までに取得したポイントは、翌々年の12月31日まで有効とします。有効期限を過ぎたポイントは無効となります。

2. 次の各号のいずれかに該当した場合、当該事由に該当した時点で、会員は当該時点のポ

イントの残高の全てが失効し、ポイントのご利用ができなくなります。

イ)会員の都合により退会する場合

ロ)会員資格を喪失した場合

ハ)JALカード会員規約または本規約に違反した場合

ニ)その他当社がポイントを失効させることが適切であり必要であると判断した場合

第7条（付帯サービスなど）

1. 会員は、当社または当社の提携会社・加盟店などが提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービスなど」といいます）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスなどおよびその内容については、東急カード社ホームページ

（<https://www.topcard.co.jp>）でご確認いただけます。

2. 会員は、付帯サービスなどの利用に関する規約などがある場合には、それに従うものとし、付帯サービスなどの利用ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第8条（カードの紛失、盗難、毀損、滅失）

1. カードの紛失、盗難、毀損、滅失などで、ポイントが第三者などにより利用された場合は、当社は一切その責任を負いません。

2. 第三者などによりカードを不正に使用された場合、当該不正使用に付与されたポイントは無効です。

第9条（お買上げ商品の返品処理）

1. お買上げ商品・サービスおよび権利の返品・取消しの場合は、カードおよびお買上げ時のレシートなどを提示いただき、当該付与ポイント数を累計ポイントから差し引くものとします。

2. ポイントを利用してお買上げいただいた商品・サービスおよび権利を返品・取消しした場合は、返品処理を行う加盟店などの規定に基づき、お買上げ時と同数のポイントまたは返品・取消し相当額のお買い物券をお戻しします。現金での払戻しはいたしません。

3. 返品・取消しにより残高ポイントがマイナスになった場合は、マイナスとなったポイント数に相当する金額を現金その他当社指定の決済方法にてお支払いいただきます。

第10条（不可抗力による会員の損害）

天災地変など、当社の責任に帰することのできない事由から会員に生じた不利益などについては、当社は一切の責任を負わないものとします。

第11条（本規約の追加、変更）

1. 本規約は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、当社は次の各号の場合に、当社の裁量により本規約を変更することがあります。

イ) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。

ロ) 本規約の変更が、契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 前項により、当社が本規約を変更する場合、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の1ヶ月前までに、東急カード社ホームページ (<https://www.topcard.co.jp>) に掲示し、またはその他当社所定の方法により本人会員にその内容をお知らせいたします。変更後の本規約の効力発生日以降に会員がカードを利用したときは、会員は本規約の変更を承認したものとみなします。

3. 当社はポイント事業運営上の都合や障害の発生などにより、本規約のサービス内容の提供を予告なく一時的に中断することがあります。

4. 当社は、本規約のサービス内容の提供の中断によって会員または他の第三者に生じた損害について、その原因が当社の責めに帰すべき事由によるものではない限り、責任を負わないものとします。

<個人情報に関する同意条項>

第12条（個人情報の保有・利用）

1. 当社は、ポイントのサービスを提供するために、JALカード TOKYU POINT CLUB Q会員特約第5条に定める個人情報（以下「個人情報」といいます）を当社が保護措置を講じた上で取得・管理し、以下の第2項に記述する利用目的以外には利用および第三者への提供はいたしません。

2. 会員は、当社がポイント事業およびこれに関連する事業において、以下の各号の目的のために第1項の個人情報を利用することに同意します。

①ポイントの付与・計算・利用状況の把握などポイント事業の円滑な運営のため（会員によりポイント利用に関連して必要な連絡などを行い、また、お問合せ、苦情などに対し適切に対応することを含む）

②当社の宣伝物・印刷物の送付などの営業案内、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスの提供、取得した商品の購買履歴やサービスの利用履歴等の情報の分析による市場調査・商品開発のために利用する場合

③当社以外の宣伝物・印刷物の送付などの営業案内、新商品情報のお知らせ

④次の第3項に定める目的のために必要な範囲で個人情報を第三者へ提供するため

3. 会員は、当社が、以下の各号の目的のために特定の個人情報を検索できるように体系的にまとめたデータベースを構成する個人情報（以下「個人データ」といいます）を、保護措置を講じた上で適法かつ公正な手段により当社と提携する企業などに提供し、提携会社などが利用することに同意したものとみなします。

①宣伝物など・印刷物の送付などの営業案内

②商品、役務などの市場調査、商品開発その他のマーケティング分析

③商品などに関する案内

なお、提供会社等の具体的な企業名および事業内容は、東急カード社ホームページ

(<https://www.topcard.co.jp/privacy2/index.html>) をご覧いただくか、本規約第15条「(個

個人情報（個人データ）の取り扱いに関するお問合せ窓口）」記載のお問合せ窓口にご連絡ください。

4. 当社は、ポイントの運営に伴う情報処理業務などの一部を第三者に委託する（以下「委託業務」といいます）場合に、保護措置を講じたうえで第1項の個人情報を当該業務委託先に委託することがあります。なお、当該個人情報は委託業務以外の目的に利用することはありません。

第13条（個人データ等の開示・訂正・削除）

1. 会員は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人データについて開示（自己に関する個人データの第三者提供記録の開示を含む）、訂正、削除、第三者提供の停止等（総称して以下「開示等」といいます）をするよう請求することができます。

2. なお、会員が当社に対して開示等の請求を希望する場合には、本規約第15条「（個人情報（個人データ）の取り扱いに関するお問合せ窓口）」記載のお問合せ窓口にご連絡ください。開示等の請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料など）の詳細についてご案内致します。

3. 上記1に基づく請求の結果、当社の保有する個人データの内容が事実でないことが判明した場合、その他個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、当該請求に応じる必要があると合理的に判断された場合、当社は個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、速やかに当該請求に応じます。

第14条（利用・提供停止の申出）

本規約第12条「（個人情報の保有・利用）」による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用・提供している場合であっても、会員から停止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用・提供を停止する措置をとります。

第15条（個人情報（個人データ）の取り扱いに関するお問合せ窓口）

個人データの開示等の請求についてのお問合せや、その他の会員個人情報、会員個人データについてのお申し出に関しましては、下記までご連絡ください。

東急カード社「お客様相談室」（TOKYU POINT業務委託先）

ホームページ URL：<https://www.topcard.co.jp/privacy2/>

ナビダイヤル 0570-026-109

<ナビダイヤルにつながらない方>

（東京）03-3707-3100 （札幌）011-290-5725

第16条（個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項）

個人情報の保護に関する法律に基づく当社の公表事項は、当社ホームページ

(https://www.tokyu.co.jp/company/csr/society/transmission/privacy_policy2.html) をご覧いただくか、本規約第15条「(個人情報(個人データ)の取り扱いに関するお問合せ窓口)」に記載のお問合せ窓口にご連絡ください。

第17条(規約の変更)

本規約の一部もしくは全てを変更する場合には、東急カード社ホームページ

(<https://www.topcard.co.jp>) での告知その他当社所定の方法により本人会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に会員がカードを利用したときは、会員は変更事項または新規約を承認したものとみなします。

お問合せ先

TOKYU POINTデスク <業務委託先:東急カード社>

〒158-8534 東京都世田谷区用賀4-10-1 世田谷ビジネススクエアタワー
ナビダイヤル 0570-063-109

<ナビダイヤルにつながらない方>

(東京)03-6432-7564 (札幌)011-290-7060

<TOKYU CARD C l u b Q>カード特約

(JALカード TOKYU POINT C l u b Q用)

2020年12月1日改定

本特約は、「JALカード TOKYU POINT C l u b Q」という名称のクレジットカード(以下「カード」といいます)の会員に対して、株式会社東急百貨店(以下「東急百貨店」といいます)が提供するサービスの内容を定めたものです。

第1条(C l u b Q機能)

カードの「C l u b Q」機能は、本特約およびカードの入会のご案内、ご利用の手引きが適用されます。

第2条(会員資格喪失時の取扱い)

カードの会員資格を喪失した場合、「C l u b Q」機能の権利も同時に喪失するものとします。

第3条(個人情報の利用)

1. 会員は、東急百貨店が、東急百貨店の百貨店業およびこれに関連する事業において、東急百貨店の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内および、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、市場調査、商品開発のために、JALカード TOKYU POI

NT C l u b Q会員特約第5条に定める個人情報（以下「個人情報」といいます）を利用することに同意します。

2. 会員は、東急百貨店が以下の各号の目的のために、個人情報を保護措置を講じた上で東急グループ各社に提供し、東急グループ各社が利用することに同意します。

- ① 宣伝物等、営業案内
- ② 商品、役務等の市場調査、商品開発
- ③ 商品等に関する案内

なお、具体的な企業名および事業内容は、本特約第6条の問合せ窓口にご連絡ください。

第4条（個人情報の開示・訂正・削除）

会員は、東急百貨店に対して個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

東急百貨店が保有する自己に関する個人情報の開示を求める場合には、本特約第6条記載の窓口に連絡してください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。

第5条（利用・提供中止の申出）

本特約第3条による同意を得た範囲内で東急百貨店が当該情報を利用・提供している場合であっても、会員から中止の申出があった場合は、それ以降の東急百貨店での利用・提供を中止する措置をとります。

第6条（個人情報の取扱いに関する問合せ窓口）

個人情報の開示・訂正・削除に関するお問合せや、利用・提供の中止、その他ご意見の申出に関しましては、下記部署までお願いします。

東急カード株式会社「お客様相談室」

ナビダイヤル 0570-026-109

<ナビダイヤルにつながらない方>

（東京）03-3707-3100 （札幌）011-290-5725

所在地 〒158-8534 東京都世田谷区用賀4-10-1

世田谷ビジネススクエアタワー

第7条（C l u b Q機能の変更）

C l u b Qの機能変更、および制度変更があった場合は、東急百貨店および東急カード株式会社（以下「当社」といいます）のホームページ等でご案内します。

第8条（特約の変更）

本特約の一部もしくは全てを変更する場合には、当社ホームページ

(<https://www.topcard.co.jp>)での告知その他当社所定の方法により本人会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に、会員がカードをご利用された場合は、会員が変更内容を承諾したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

JMBマイル／TOKYU POINT交換特典特約

2020年12月1日改定

日本航空株式会社

東急株式会社

本特約は、日本航空株式会社（以下、「日本航空」といいます）が運営するJALマイレージバンク（以下、「JMB」といいます）のマイルと、東急株式会社（以下、「東急」といいます）が運営するTOKYU POINT（以下、「ポイント」といいます）を相互に交換できる特典（以下、「本特典」といいます）について、その内容を定めたものです。

第1条（名称）

本特典のうち、ポイントからマイルへ交換する特典の名称を「JMBマイル特典」（以下、「マイル移行」といいます）とし、マイルからポイントへ交換する特典の名称を「TOKYU POINT特典」（以下、「ポイント移行」といいます）とします。

第2条（特典の対象者）

本特約に従い、本特典を利用することができる会員（以下、「会員」といいます）は、JALカード TOKYU POINT Club Qの会員、TOKYU CARD Club Q JMBならびにTOKYU CARD Club Q JMB PASMОの会員です。いずれも本特典申込み時に有効なカード会員であり、かつJMB日本地区会員であることとします。

第3条（マイル移行）

1. 会員は、本会員名義のカードでためたポイントを、日本航空および東急（以下、「両社」といいます）が定める移行条件、移行方法により、JMBのマイルへ移行することができます。詳しい移行条件、移行方法はカード送付時にお送りするご利用の手引きまたはホームページに記載します。
2. カードの名義とJMBご登録の名義が異なる場合は、マイル移行はできません。
3. マイル移行の申込みについて、不正または不備があった場合、当該申込み時においてクレジットカードのご利用代金等のお支払に延滞等があった場合、その他会員が本特約に違反する場合は、マイル移行ができないことがあります（延滞等の発生以前にためたポイントからの移行も含みます）。これにより、会員がJMB所定の特典を享受できなかったか、また権利を行使できなかった場合でも両社は一切責任を負いません。
4. 交換後のマイルについては、JMB一般規約によるものとします。

第4条（ポイント移行）

1. 会員は、自らの名義のカードでためたJMBのマイルを、両社が定める移行条件、移

行方法により、ポイントへ移行することができます。詳しい移行条件、移行方法はカード送付時にお送りするご利用の手引きまたはホームページに記載します。

2. JMBご登録の名義とカードの名義が異なる場合は、ポイント移行はできません。
3. ポイント移行の申込みについて、不正または不備があった場合、当該申込み時においてクレジットカードのご利用代金等のお支払に延滞等があった場合、その他会員が本特約に違反する場合は、ポイント移行ができないことがあります（延滞等の発生以前にためたマイルからの移行も含まれます）。これにより、会員がポイントサービス所定の特典を享受できなかったか、また権利を行使できなかった場合でも両社は一切の責任を負いません。
4. 交換後のポイントについては、TOKYU POINT規約によるものとします。

第5条（移行後の取扱い）

会員は、理由の如何に関わらず、マイル移行またはポイント移行の申込みをした後に、これを取り消し、撤回、または変更することはできません。また、一旦マイル移行したマイルをポイントに戻すことや、ポイント移行したポイントをマイルへ戻すことはできないものとします。

第6条（特典利用資格の喪失）

会員は、JALカード TOKYU POINT Club Qの会員資格または、TOKYU CARD Club Q JMBならびにTOKYU CARD Club Q JMB PASMOの会員資格を喪失した場合は、本特典の利用資格を喪失するものとします。

第7条（特典の終了・変更等）

日本航空および東急は、会員に対する予告なしに本特典を終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとします。

第8条（特約の変更等）

1. 本特約は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、以下の場合に、日本航空および東急の裁量により本特約を変更することがあります。
 - イ) 本特約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
 - ロ) 本特約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 前項により、本特約を変更する場合、本特約を変更する旨および変更後の本特約の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の1ヶ月前までに日本航空および東急が適切と認める方法により、会員に対しその内容を告知するものとします。
3. 会員が変更後の本特約の効力発生日以降にマイル移行またはポイント移行を申し込んだ場合は、会員が本特約の変更または改定を異議なく承諾したものとみなします。

第9条（その他）

本特約に定めのない事項については、JMB一般規約、およびTOKYU POINT規約に拠るものとします。

【お問合せ】

JALマイレージバンク日本地区会員事務局

0570-025-039・03-5460-3939

(月～土9:30～17:30 日・祝日・年末年始休)

TOKYU POINTデスク (業務委託先: 東急カード株式会社)

ナビダイヤル 0570-063-109

<ナビダイヤルにつながらない方>

(東京) 03-6432-7564 (札幌) 011-290-7060

9:30～17:00 (除く1/1・2月第2日曜日)